

監理支援機関の許可申請手続

3. 手数料・登録免許税について

申請を行う際には、申請書類一式を提出する際に併せて、下記の手数料等を納付したことが分かる資料を添えて提出してください。

なお、一度納付された手数料（登録免許税を除く）は、後になって申請を取り下げたとしても還付できませんので留意願います。

手数料・登録免許税の金額と納付先は以下のとおりです。

種類	金額	納付先	納付方法
(1) 申請手数料	10,600円+4,400円×（全監理支援事業所数-1）	国 （主務省庁）	収入印紙
(2) 調査手数料	81,000円+57,600円×（全監理支援事業所数-1）	機 構	払込票
(3) 登録免許税	15,000円	日本銀行 又は 税 務 署	現金納付

(1) 申請手数料

申請手数料は、

☆ 申請書の所定の欄に必要額の収入印紙を貼付して納付してください。

申請書に貼付された収入印紙は、申請の受理時に機構において消印しますので、その後に申請の取下げ等を行ったとしても、還付できませんので、ご注意願います。

3. 手数料・登録免許税について（つづき）

（2）調査手数料

調査手数料は、申請前に次の方法で払い込んでください。

☆ コンビニ払い／ゆうちょ銀行・郵便局の窓口払い（払込票払い）

- ※ システム利用料572円がかかります。
- ※ 払込には払込票の取り寄せが必要です。

ア 払込

（ア）払込票の取り寄せ

機構ホームページにある払込票発行入力フォームに必要事項を入力してください。

翌営業日に指定住所へ「払込票」を発送します。

- ※ 払込票にはシステム利用料572円が加算されています。
- ※ 入力する際、「申請者名」欄には、許可申請を行う申請者名（法人名）を入力してください。

（イ）払込

払込票が届いたら、払込票を持参の上、以下のいずれかで払込をしてください。

- コンビニエンスストア（現金のみ（30万円まで））
- ゆうちょ銀行・郵便局の窓口（現金またはゆうちょ口座）

なお、一度納付された手数料は還付できません。

イ 受領書等の提出

「調査手数料払込申告書」に

- ・手数料を振り込んだことを証明する書類（受領証等）を貼付
- ・払込票に記載されている「請求番号」（17桁）を記載

して、申請書の添付資料として提出してください。

監理支援機関の許可申請手続

3. 手数料・登録免許税について (つづき)

(記入例) 令和8年度に申請する場合

- ① 年 度：08
- ② 税目番号：221
- ③ 税務署名：コウジマチ
- ④ 税務署番号：00031017
- ⑤ 本 税：¥15,000 (右詰めで記入)
- ⑥ 合計額：¥15,000 (右詰めで記入)
- ⑦ 住所(所在地)：申請者の住所等を記入
- ⑧ 氏名(法人名)：申請者の名称を記入

監理支援機関の正式名称を記載願います
 例) ○ 法厚協同組合
 × 法厚(協)

- ⑨ 申告区分：「その他9」に○をしてください
 ※①～⑨以外の欄は記入不要です

国税 納付書 (納付書) 領収済通知書 (記入例) ¥1234567890

32618 年度 28 税目番号 221 税務署名 コウジマチ 税務署番号 00031017 登録番号

税目 トウロクメンキヨ税 本税 15,000 重加算税 0 加算税 0 利子税 0 延滞税 0 合計額 15,000

住所(所在地) 氏名(法人名) (フリガナ)

申告区分 (年) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 (月) (日)

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨